

オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

平成23年9月12日

独立行政法人都市再生機構 首都圏ニュータウン本部

本部長 川村 祐一

1 調達内容

- (1) 調達件名 平成23年度第2回アンケートに係る発送物印刷業務
- (2) 調達品等の特質・数量等 仕様書による。
- (3) 履行期間 入稿日から平成23年10月4日まで
- (4) 納入場所 一箇所（東京都港区）
※詳細は、落札者に対し、別途指示する。

(5) 見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

2 参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構関東地区における平成23・24年度物品購入等の契約に係る競争参加資格審査における業種区分「製造」のうち、「印刷」に係るB等級の認定を受けていること。
- (3) 公示日から見積合せ日までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者若しくはこれに準ずる者でないこと。
- (5) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書等を承諾していること。

3 見積書の提出場所等

(1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

〒163-1321 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー21階

独立行政法人都市再生機構 首都圏ニュータウン本部

総務部 経理チーム

電話 03-3347-0701

(2) 見積書の提出期限及び提出方法

①提出期限 平成23年9月20日（火） 午前10時00分

②提出方法 持参又は郵送とする。但し、郵送による場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。提出場所は上記3(1)と同じ

(3) 見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。

なお、見積参加者の立会は求めない。

4 その他

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 見積りの無効 本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

(4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

(5) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記3(2)により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出と同時に当該資格審査に係る申請書を提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(6) 仕様書の内容に係る質問等の受付先

独立行政法人都市再生機構 首都圏ニュータウン本部

施設用地販売部 施設用地第1チーム

電話 03-3347-0644/FAX 03-3347-0039

以 上

仕 様 書

- 1 件名 平成23年度第2回アンケートに係る発送物印刷業務
 2 履行期間 平成23年9月21日 ～平成23年10月4日
 3 納期及び数量等

	①アンケート用紙兼挨拶状	②URビジネス・ロケーションマップ（重点7地区）	③セミナー予告チラシ	④催促はがき
入稿日	平成23年9月21日			
納期	平成23年10月4日			
納品場所	一箇所（東京都港区） ※詳細は、落札者に対し、別途指示する。			
数量（部）	3,500	3,500	3,500	3,500
規格	A3 4色 両面	A2 4色 両面	A4 4色 両面	通常はがき 1色 両面
内訳				
紙質	マットコート46判 90Kg	マットコート46判 110Kg	マットコート46判 90Kg	上質紙46判 135Kg
(印刷用紙の仕様)	①グリーン購入法適合商品を使用すること。			
	②印刷物へリサイクル適性を表示すること、印刷場所については担当者と調整すること。			
製本	2つ折	8つ折	無	無
ポジ・イラスト	無			
色校正	2回（本紙校正、製本仕上3部） 色校正時に軽微な修正の可能性があります（含 データ修正）			
版下	デジタルデータ支給			
使用アプリケーション	Macintosh Adobe Illustrator CS4			
制作後作業	・納品については、内容物毎に、1セット500部を限度として1梱包とし、納品場所に納入する。 梱包物側面に、①は「施設用地第1チーム アンケート用紙兼挨拶状 ○部」 ②は「URビジネス・ロケーションマップ（重点7地区） ○部」 ③は「施設用地第1チーム セミナー予告チラシ ○部」 ④は「施設用地第1チーム 催促はがき ○部」			

※①アンケート用紙兼挨拶状には、宛名印刷を含む。
 ※入稿元データは終了後返却すること。
 ※製品の包装は、再生利用の容易さ、焼却処理時の負担軽減に配慮されていること。
 ※機構から別途納品する宛名台紙の一部に個人情報の記載があるため、「重要な情報及び個人情報の保護に関する特約条項」を別途締結する。
 ※個人情報を取り扱う業務のため、封入作業現場、作業状況を訪問し確認させていただく場合があります。

- 4 連絡先 独立行政法人都市再生機構 首都圏ニュータウン事業本部 施設用地販売部 施設用地第1チーム
 黒木（電話：03-3347-0644）

印刷の発注の場合

契 約 書

- 1 印刷物の名称
- 2 仕 様 別紙仕様書のとおり。
- 3 納 入 場 所
- 4 納 期 年 月 日
- 5 契 約 金 額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額)

上記の印刷物について、独立行政法人都市再生機構を甲とし、 を
乙として、甲乙間に次のとおり請負契約を締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1
通を保有する。

年 月 日

甲 住 所
氏 名 印
乙 住 所
氏 名 印

(総則)

第1条 乙は、頭書の仕様により、頭書の契約代金額をもって、頭書の納期
(以下「納期」という。)までに、頭書の納入場所に、頭書の印刷物(以
下「印刷物」という。)を納入するものとする。

(諸費用の負担)

第2条 頭書の契約代金額には、梱包費及び運賃を含むものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又
は承継させないものとする。

(再委託等の制限)

第4条 乙は、この契約の債務の履行について、その全部又は大部分を一括
して第三者に委託し、又は請け負わせないものとする。

(完了検査)

第5条 乙は、印刷物を納入したときは、その旨甲に通知し、甲の指定する
職員(以下「検査員」という。)の検査を受けるものとする。

(納入前検査)

第6条 甲は、前条の印刷物の納入前に、検査員をして必要な検査を行わせ
ることがある。

(再検査)

第7条 乙は、前2条の検査の結果、検査員が補修、訂正又は取替えを命じたときは遅滞なく補修、訂正又は取替えを行ない、再検査を受けるものとする。

(検査等の諸費用)

第8条 前3条の検査を受けるため通常必要な経費及び印刷物の変質、変形、消耗、損傷等は、すべて乙の負担とする。

(引渡し)

第9条 乙は、第5条又は第7条の検査に合格したときは、遅滞なく、印刷物を甲に引き渡すものとする。

(危険負担)

第10条 第5条の印刷物の納入の前に生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じた損害については、甲が負担するものとする。

(契約代金額の支払)

第11条 乙は、前条の引渡しをしたときは、契約代金の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の支払請求書を受理した日から起算して30日以内に、契約代金を支払うものとする。

(品質の保証)

第12条 乙は、第9条の引渡しをした日から12か月間印刷物の品質の保証をするものとする。

(納期の延長)

第13条 乙は、納期内に印刷物を納入することができない理由が生じたときは、その理由を付して、納期以前に甲に届け出て、その承諾を得て納期を延長することができるものとする。この場合において、乙は、自己の責に帰すべき理由により納期を延長したときは、その部分の契約代金相当額に対し、延長日数に応じ年(365日当たり)5パーセントの割合で計算した額の履行遅滞金を甲の指示により甲に支払うものとする。

(履行遅滞金)

第14条 前条の場合のほか、甲は、自己の責に帰すべき理由によりこの契約による債務の履行を遅滞したときは、その部分の契約代金相当額に対し、遅滞日数に応じ年(365日当たり)3.1パーセントの割合で計算した額の履行遅滞金を乙に支払うものとする。(イ)(ハ)(ホ)(ヘ)(ト)

2 前条の場合のほか、乙は、自己の責に帰すべき理由によりこの契約による債務の履行を遅滞したときは、その部分の契約代金相当額に対し、遅滞日数に応じ年(365日当たり)5パーセントの割合で計算した額の履行遅滞金を甲に支払うものとする。

(甲の契約解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告によらないで、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 一 正当な理由なく解約を申し入れ、又はこの契約による債務の全部又は一部を履行しないとき。
- 二 乙の責に帰すべき理由により、納期内にこの契約による債務の全部を履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- 三 第7条の再検査の結果不合格となったとき。
- 四 その他この契約による債務の履行に関し不正の行為をし、又はこの契約に違反したとき。

(違約金)

第16条 乙は、前条の規定により契約の全部又は一部を解除されたときは、解除部分の契約代金相当額の10分の1に相当する額を違約金として甲に支払うものとする。

(秘密の保持)

第17条 乙は、この契約の債務の履行に当たり知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(相殺)

第18条 甲は、この契約によって生じた乙に対する金銭債権があるときは、乙に対する契約代金と相殺することができるものとする。

(協議事項)

第19条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

重要な情報及び個人情報の保護に関する特約条項

(定義)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）が平成23年9月 日付で締結した「平成23年度第2回アンケートに係る発送物印刷業務」の契約（以下「本契約」という。）に関し、乙が、本契約に基づく業務（以下「業務」という。）を実施するに当たり、重要な情報及び個人情報（第2条に掲げるものをいう。以下「重要な情報等」という。）を取り扱う場合は、次によるものとする。

(重要な情報等)

第2条 本契約における重要な情報等とは、次に掲げるものをいう。

- 一、機構より支給する宛名台紙に記載されている発送先企業情報（企業名、企業所在地、所属部署名、担当者氏名）

(重要な情報等の取扱い)

第3条 乙は、重要な情報等の保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、甲又は個人の権利利益を侵害することのないよう、重要な情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、業務に関して知り得た重要な情報等を他に漏らしてはならない。また、契約が終了し、又は解除されたときも同様とする。

(安全確保の措置)

第5条 乙は、業務に関して取扱う重要な情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第6条 乙は、業務を処理するために重要な情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第7条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た重要な情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うため甲から提供を受けた重要な情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託等の制限)

第9条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務について、他に委託し、又は請け負わせてはならない。

(資料等の返還等)

第10条 乙は、業務を行うため、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した重要な情報等が記録された資料等は、当該契約終了後直ちに甲に返還し、又は引渡さなければならない。

(事故等の報告)

第11条 乙は、本特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(管理状況の調査)

第12条 甲は、乙が業務を行うに当たり、取り扱っている重要な情報等の管理の状況について、必要に応じて調査することができ、乙はそれに協力しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 甲は、乙が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年9月 日

甲 住所 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
氏名 独立行政法人都市再生機構 首都圏ニュータウン本部
本部長 川村 祐一 印

乙 住所
氏名
印